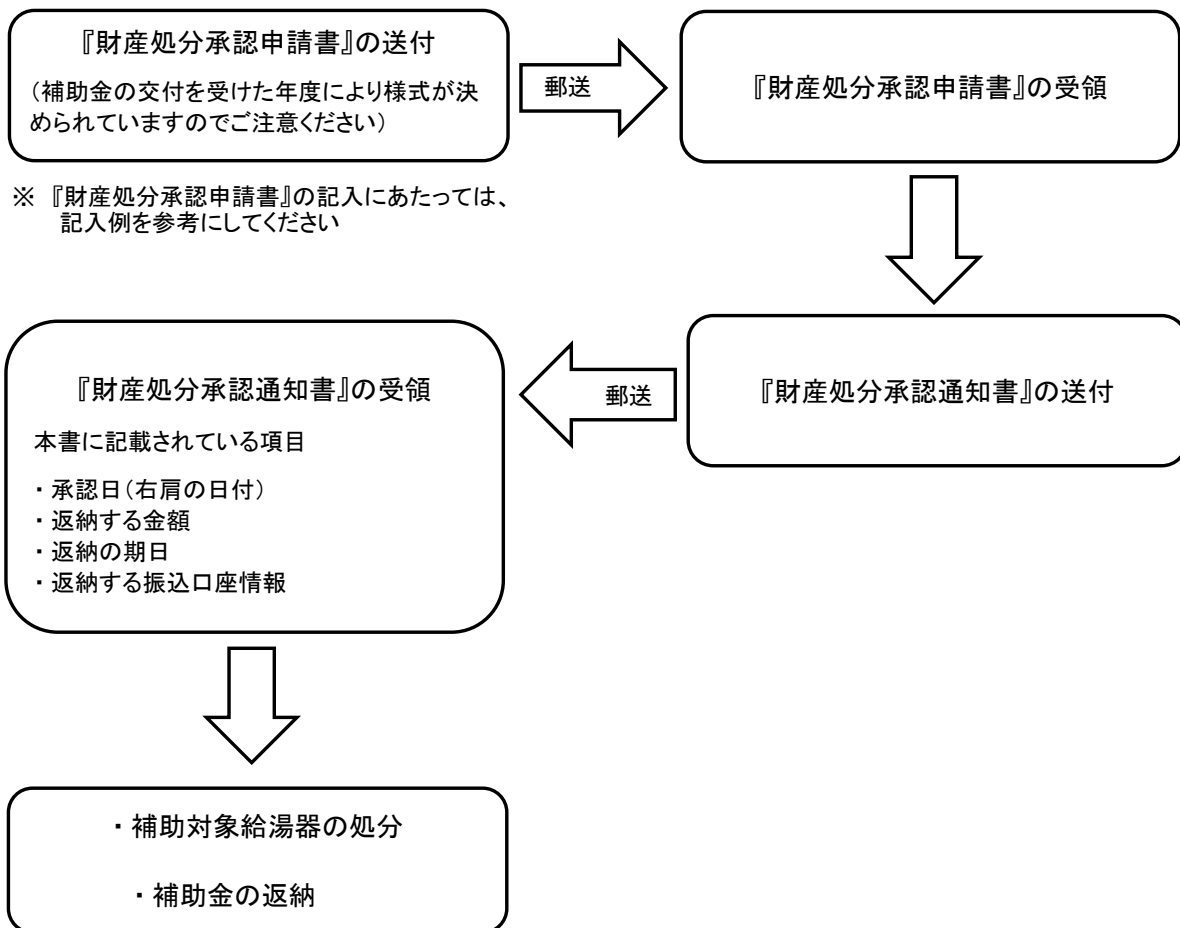


『オール電化に変更する』・『都市ガスに変更する』等の理由で補助対象給湯器(補助金の交付を受け設置した給湯器)を処分する場合は、下の流れに従って手続きを行う必要があります。

給湯器の処分は、『財産処分承認通知書』を受領後でなければ出来ませんのでご注意ください。

間接補助事業者(補助金の交付を受けた方)

日本LPガス団体協議会



### 財産処分の手続きの流れ